

「障害福祉」のしおり



東近江市

障害者手帳による各種制度について(控除・割引・減免など)

●手帳があれば等級に関係なく該当するもの、▲該当する可能性があるもの(詳細は対象を参照)

※「本人」とは、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの人です

令和8年3月1日 現在

身体 (療育) 精神			サービス	内 容	手続き/必要書類等	お問合せ先			
障害者 3 5 6	B1 ・ B2	2 ・ 3	所得税	障害者控除: 所得控除27万円 【対象】身障3~6級/療育B1・B2/精神2・3級	確定申告または年末調整で障害者手帳を提示してください。	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141			
				特別障害者控除: 所得控除40万円 【対象】身障1・2級/療育A1・A2/精神1級 (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の場合の特別障害者控除: 所得控除75万円)					
特別障害者 1 ・ 2	A1 ・ A2	1	住民税	障害者控除: 所得控除26万円 【対象】身障3~6級/療育B1・B2/精神2・3級		市役所 市民税課 ☎0748-24-5604 050-5801-5604			
				特別障害者控除: 所得控除30万円 【対象】身障1・2級/療育A1・A2/精神1級 (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の場合の特別障害者控除: 所得控除53万円)					
▲	A1 ・ A2	1	自動車税 種別割 軽自動車税 種別割 自動車税 環境性能割	減免額には上限があります。減免を受ける自動車(軽自動車を含む)は一人一台です。 減免の対象	詳細は右記にお問合せください。	★自動車税 種別割 ★自動車税 環境性能割 自動車税事務所 ☎077-585-7288 または 中部県税事務所 ☎0748-22-7707 ★軽自動車税 種別割 市役所 市民税課 ☎0748-24-5604 050-5801-5604			
				本人が運転			生計同一者・常時介護者が運転		
				障害の区分			障害の区分		
				視覚			1~4級	視覚	1~4級
				聴覚			2, 3級	聴覚	2, 3級
				平衡			3級	平衡	3級
				音声			3級(喉頭摘出者のみ)	音声	—
				上肢			1, 2級	上肢	1, 2級
				下肢			1~6級	下肢	1~3級
				体幹			1~3級, 5級	体幹	1~3級
内部	1~3級	内部	1~3級						
知的	A1, A2	知的	A1, A2						
精神	1級	精神	1級						
視覚 ・ ▲	▲	▲	個人事業税	重度の視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下の者)が行う、あんま・はり等医業に類する事業 ⇒ 非課税 その他の事業は、一定の要件を満たすと、減免・非課税になる場合あり。		中部県税事務所 ☎0748-22-7706			
●	●	●	相続税	障害者が相続により財産を取得した場合 ⇒ 85歳未満の者に対し、障害者控除10万円/年、特別障害者控除20万円/年		近江八幡税務署 ☎0748-33-3141			
1 ・ 2	A1 ・ A2	1 ・ ▲ 2・3	贈与税	障害者に対して生前に財産の贈与を行なう場合 ⇒ 6千万円以下の財産を信託銀行に委託する等、一定の条件のもとに非課税 【対 象】 身障1・2級/療育A1・A2/精神1級(精神2・3級の場合、3千万円以下)		近江八幡税務署 ☎0748-33-3141			
●	●	●	マル優	預貯金等(限度額350万円)、国地方債(限度額350万円)の利子所得が非課税 【対 象】 障害者手帳所持者・障害年金受給者等		金融機関または 近江八幡税務署			
各障害(部位)ごとに異なります	第1種 A1 ・ A2 第2種 B1 ・ B2	1 2 ・ 3	近江鉄道・JR 運賃	近江鉄道 ⇒ 普通・回数・定期乗車券: 50%割引(下記の条件あり) 【対 象】 第1種 本人(ただし近江鉄道+JRで片道100km超える普通乗車券のみ) 第2種 第1種 本人と介護者が乗車の場合、共に割引(定期・回数券も可) 12歳未満(第2種) 本人が介護者と乗車の場合、定期乗車券は介護者のみ割引(知的のみ普通乗車券・回数券も可)	障害者手帳の提示 ※往復近江鉄道を利用される場合は、近江鉄道の窓口でお問合せください。 ※JRをご利用の場合においても駅の窓口でお問合せください。	各駅の窓口および指定代理店			
				JR ⇒ 普通乗車券: 50%割引(下記の条件あり) 【対 象】 第1種 本人(ただしJRのみ又はJR+他社の片道100km超える普通乗車券のみ) 第2種 第1種 本人と介護者が乗車の場合、共に割引(急行・定期・回数券も可) 12歳未満(第2種) 本人が介護者と乗車の場合、定期乗車券は介護者のみ割引					
				国内航空運賃割引			割引運賃は、航空運送事業者または路線によって異なります(座席を有する3歳以上12歳未満は、各事業者により対応が異なります) 【対 象】 (満3歳以上)単独、または本人が介護者(12歳以上)と共に旅行する場合	障害者手帳の提示(各会社の窓口等でお問合せください。)	各航空会社支店・営業所および指定代理店
				民間バス運賃割引			50%割引 ※定期券は割引率が別 【対 象】 第1種 本人および介護者 第2種 本人のみ	障害者手帳の提示(各会社の窓口等でお問合せください。)	営業所または代理店 運賃支払時

身体 (知的療育) 精神			サービス	内 容	手続き/必要書類等	お問合せ先
●	●	●	ちよこつとバス	50%割引 【対 象】 本人および介護者	障害者手帳の提示 (各会社の窓口等でお 問合せください。)	営業所または 代理店 運賃支払時
●	●	●	タクシー運賃	10%割引 【対 象】 本人が乗車		
●			有料道路通行料金 (高速道路、 琵琶湖大橋)	50%割引(割引要件を満たす車両1台を事前登録できます)※自動車保有せず にレンタカーなどで割引を希望する場合も「自動車登録なし」の申請が必要 【障害者本人が運転する場合】 身体障害者手帳所持者 ※療育手帳は不可 【障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合】 身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、重度の障害者が対象 ※重度の障害の範囲・・・身体障害者手帳『第1種』の人、療育手帳A1・A2の人	障害者手帳に事前の 登録が必要です。 ・車検証 ・障害者手帳 ※ETCをご利用の場合 はETC割引登録も出来 ます。その場合は ・障害者本人名義の ETCカード ・ETC車載器セットアッ プ申込書、証明書等	・市役所 障害福祉課 ・各支所
第 1 種	A1 ・ A2					
●	●	●	NHK 放送受信料	全額免除 【対 象】 身体・知的・精神障害者(児)が世帯構成員で、かつ世帯全 員が市民税非課税の世帯 等	・印鑑 ・障害者手帳 ※申請をされた月から 免除が適用されます。	・市役所 障害福祉課 ・各支所
▲	A1 ・ A2	1		半額免除 【対 象】 受信契約者が視覚または聴覚障害者、身障1級・2級、療 育A1・A2、精神1級で世帯主		
▲	●	●	NTT 番号案内 (ふれあい案内)	「104」の番号案内が無料で受けられます。(2026.4～ 0120-104565) 【対 象】 視覚障害/肢体不自由(上肢・体幹・一部の運動機能障害)1, 2級のみ/ 聴覚障害/音声・言語・そしゃく障害/知的障害者/精神障害者/	NTT支店又は営業所 にお問合せください。	NTT支店または 営業所 ☎0120-104-174
●	●	●	県立施設利用	入場(館)料・駐車場使用料が割引または無料 県立障害者福祉センターの使用料が無料 ※県立障害者福祉センター (スポーツ施設等) ☎077-564-7327 【対 象】 本人(介護者も対象となる施設もあり)	障害者手帳の提示 (各施設の窓口でお問 合せください。)	各県立施設
▲	A1 ・ A2	1	駐車禁止規則の 適用除外	駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両として標章が交付 されます。 【対 象】 歩行困難な身体障害者が現に使用中の車両(各障害(部位)ごとに規定 があります。)、療育A1・A2、精神1級の人を乗せている車両	※警察署で申請が必要 です。 障害者手帳の提示	東近江警察署 交通課 ☎0748-24-0110
▲	A1 ・ A2	1 ・ 2	滋賀県車いす使用者 等駐車場利用証	『車いす優先区画(車いすを常時使用している人)』や、『思いやり区画(移動に配慮 が必要な人)』を利用するための利用証が交付されます。 【対 象】 身体(各障害(部位)ごとに要件があります)、療育A1・A2、精神1・2級 の障害者手帳所持者の移動に配慮が必要な人	※右記への申請が必要 です。 ・申請書 ・障害者手帳の写し ・切手(180円)	滋賀県庁 健康福祉政策課 ☎077-528-3512
●	●	●	携帯電話料金の 割引	月々の基本使用料、通話料の割引など。 各会社により割引内容は異なりますので、利用の会社に相談してください。 【対 象】 障害者手帳所持者	詳しくは各会社にお問 合せください。	携帯電話取扱店
手 帳 が 無 く て			手話通訳 要約筆記者 盲ろう通訳・介助者 の派遣	聴覚障害者等が公的機関等へ行くときに、意志疎通に支障がある場合、手話通訳 者、要約筆記者または盲ろう通訳・介助者を派遣します。 【対 象】 聴覚障害者 等 (手帳の有無は問いません)	派遣申請書の提出	・市役所 障害福祉課 ・各支所
聴 覚 等			FAX・メール・ライン 中継サービス	FAX、メールやラインを使って、障害福祉課を経由し、連絡を取り合います。 【対 象】 聴覚障害者・音声言語障害 等 (手帳の有無は問いません)	登録が必要です。 お問合せください。	市役所 障害福祉課
▲	▲	▲	福祉医療	以下の条件を満たす人に、病院等でかかった医療費自己負担分の一部を助成する 受給券を発行します。 ※本人、配偶者、扶養義務者において所得制限あり。 【対 象】 [身障] 1～4級(3・4級は通院のみ) [療育] A1～B2 (B1・B2は通院のみ) [精神] 1級 [精神] 2級と[身障] 3級を重複して所持している人 [精神] 2級と[療育] B1を重複して所持している人 [精神] 1・2級でかつ自立支援医療が適用されている人(通院のみ)	・障害者手帳 ・健康保険情報のわか るもの(資格情報のお 知らせ、資格確認書が ある場合) ・印鑑	・市役所 保険年金課 ☎0748-24-5631 050-5801-5631
▲	A1 ・ A2	1 ・ 2	後期高齢者医療	65歳以上75歳未満で次の障害者は、申請し認定を受けると、後期高齢者医療が適 用されます。 [身障] 1～3級・4級の音声・言語・そしゃく機能障害 4級の下肢障害 1号[両下肢の全ての指を欠く] 3号[一下肢を下腿の2分の1以上で欠く] 4号[一下肢の機能の著しい障害] 【対 象】 [療育] A1・A2 [精神] 1・2級 [障害年金] 1・2級	・障害者手帳 ・健康保険情報のわか るもの(資格情報のお 知らせ、資格確認書が ある場合) ※障害年金による申請 の場合 ・国民年金証書 ・健康保険情報のわか るもの	・各支所

障害福祉による助成・給付制度について

身体 (療育) 精神			サービス	内 容	手続き/必要書類等	お問合せ先
▲			自立支援医療費	更生医療 身体障害者手帳所持者で、その障害を軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療行為に対する費用の一部を助成します。 【対象となる主な障害と治療例】 (心臓機能障害) ペースメーカー植込術・弁置換術 ほか (肢体不自由) 人工関節置換術 ほか (腎臓機能障害) 人工血液透析・腎移植術 ほか (その他の障害) 人工内耳埋め込み術 ほか ※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※原則1割負担 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。	・申請書 ・医師の意見書 ・健康保険情報のわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書がある場合) ・マイナンバーカード	
	手帳がなくても可能			育成医療 18歳未満の身体に障害のある児童が、その障害の確実な治療効果が期待できる医療行為に対する費用の一部が助成されます。 【対象となる症病の例】 (心臓障害) 心室(心房)中隔欠損症 ほか (音声・言語等障害) 口蓋(口唇)裂 ほか (その他の障害) そけいヘルニア ほか ※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※原則1割負担 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。	・申請書 ・医師の意見書 ・健康保険情報のわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書がある場合) ・マイナンバーカード	・市役所 障害福祉課 ・各支所
		手帳が無くても可能		精神通院医療 精神疾患がある人の通院医療費に対する費用の一部が助成されます。 【疾患の例】 統合失調症、躁・うつ病、精神作用物による依存症 ほか ※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※原則1割負担 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。	・申請書 ・診断書(新規、および2年に1回の更新時) ・健康保険情報のわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書がある場合) ・マイナンバーカード	
▲			自動車改造費の助成 就労や重度障害者の移動介護用に車いす用リフト等を設置した場合に、改造等に必要経費の一部を助成します。 【対象・助成額】 本人が運転 : 重度の上肢・下肢または体幹機能障害者 助成限度額 75,000円 介護者が運転 : 重度の下肢・体幹機能障害者 助成限度額 72,000円	必ず、事前にご相談ください。 (改造後・免許取得後の申請はできません) ※自動車改造費助成制度には所得制限があります。	・市役所 障害福祉課 ・各支所	
▲			自動車操作訓練費の助成 自動車運転免許取得のため、教習所の費用を一部助成します。 助成額:必要経費の2/3以内(限度額:100,000円) 【対象】 身障1~4級または肢体不自由のため自動車改造での運転訓練が必要な人			
1 5 3	A1 ・ A2	1 ・ 2	ガソリン・タクシー・鉄道利用助成	社会参加促進助成 積極的な社会参加を目的とし、本人・家族が運転する自動車燃料費・タクシー料金・近江鉄道運賃の一部を助成します。 【対象】 毎年4月1日を基準日とし、以下のいずれかの手帳所持者。ただし、障害者支援施設・介護老人保健施設・介護老人福祉施設・介護療養型医療施設及び児童福祉施設等への入所者・長期入院者は対象外。 身障1・2・3級/療育A1・A2/精神1・2級 【助成額】 年額 5,000円 (助成券500円×10枚綴) 自動車燃料費(給油)、タクシー料金、近江鉄道運賃、ちよこつとバス・タクシーに利用できる助成券を交付します。	・交付申請書 ・障害者手帳 ※対象者には年度始めに案内文と申請書を送付します。	
▲	A1 ・ A2			移動支援 重度の障害児(者)の通院、通学及び通所のための移動を支援することを目的として交通費の一部を助成します。 【対象】 毎年4月1日を基準日とし、以下のいずれかに該当する人。※所得制限あり 人工透析者(児)/重度の障害児(身障1・2級/療育A1・A2)/特別児童扶養手当の支給対象児童(1級)/重症心身障害者(児)と認定された人 【助成額】 年額 5,000円 (助成券500円×10枚綴) 自動車燃料費(給油)、タクシー料金、近江鉄道運賃、ちよこつとバス・タクシーに利用できる助成券を交付します。	・交付申請書 ・障害者手帳 ・通学、通院等していることが分かるもの。 ※対象者には年度始めに案内文と申請書を送付します。	・市役所 障害福祉課 ・各支所
1 ・ 2	A1 ・ A2	1 ・ 2	紙おむつ券 常時紙おむつの必要な人に、心身の安らぎと衛生向上のため、購入費用の一部を助成します。 ※在宅重度障害者(児)であること。 【対象】 身体障害1・2級、療育A1・A2、精神障害1・2級の、満3歳以上で、常時紙おむつを必要とする人。ただし日常生活用具・介護用品購入助成券事業で交付を受けている人は対象外。 【助成額】 月額3,000円の紙おむつ助成券として交付します。	・交付申請書 ・印鑑 ・障害者手帳 ※対象者には年度始めに案内文と申請書を送付します。		
		●	就業支度金 6ヶ月以上就業することが認められる人に対し、就業支度金を交付します。 【対象】 精神障害者保健福祉手帳所持者 【助成額】 35,000円	事前に相談が必要です。 ※就職先での証明書等が必要です。	・市役所 障害福祉課 ・各支所	
		●	住居費補助金 就業するため、借家・アパートに入居した月のみ、その家賃の一部を補助します。 【対象】 精神障害者保健福祉手帳所持者 【助成額】 家賃月額の1/2 (限度額 10,000円)	事前に相談が必要です。	・市役所 障害福祉課 ・各支所	

身体 (療育) 精神			サービス	内 容	手続き/必要書類等	お問合せ先
1 5 3	●	▲	心身障害者 扶養共済制度 (相談・申込)	障害者を扶養している保護者が一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡したときなど、障害者に一定額の年金が支給されます。 【対 象】 身体障害者手帳1～3級、療育手帳、同程度の精神障害がある人を扶養している65歳未満の人	・加入等申込書 ・住民票 ・障害者手帳 ・申込者告知書 ・年金管理者指定届書	滋賀県庁 障害福祉課 ☎077-528-3542
▲	▲	▲	自動車事故被害者 援護制度	自動車事故の被害に遭われた人に対して支援をします。 [支援の内容] 介護料の支給・交通遺児等に対する無利子貸付・療護施設 【対 象】 自動車事故により重度の障害が残った人	詳しくはNASVAへお問合せください。 http://www.nasva.go.jp/	NASVA 独立行政法人自動車 事故対策機構 滋賀支所 ☎077-585-8290
▲			補装具の 購入・修理	身体上の障害を補うための用具の購入・借受・修理費用の一部を支給します。 【対 象】 肢体不自由 義手・義足・装具・車いす・歩行器・歩行補助つえ(一本杖除く)・座位保持装置 ほか 視覚 視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡 聴覚 補聴器 難病 症状に合わせて必要な補装具	※事前に申請が必要です。お問合せください。 ・申請書 ・(医学意見書)	
▲	A1 ・ A2		日常生活用具の給 付	在宅障害者の日常生活の便宜を図るための用具の費用の一部を給付します。 【対 象】 肢体不自由 移動・移乗支援用具・便器・特殊寝台・特殊マット・入浴補助用具・小規模住宅改造 ほか 視覚 体重計・拡大読書器・体温計(音声式)・時計・ポータブルレコーダー・点字器 ほか 聴覚 屋内信号装置・通信装置・情報受信装置 ほか その他の 障害 ネブライザー(吸入器)・電動式たん吸引器・人工喉頭・ストマ用装具 ほか 療育 A1、A2 特殊マット・頭部保護帽・電磁調理器(18歳以上)・特殊便器 難病 症状に合わせて必要な用具	※事前に申請が必要です。お問合せください。 ・申請書 ・(医学意見書)	・市役所 障害福祉課 ・各支所
▲	A1 ・ A2		在宅重度障害者 住宅改造費助成	在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図るため、既存住宅の風呂、便所等を障害者向けに改造するために要する経費を一部助成します。 【対 象】 在宅の身体障害1・2級(肢体不自由又は視覚障害のみ)、療育手帳A1・A2	※事前に申請が必要です。お問合せください。	市役所 障害福祉課
			手帳が無くても 利用可能 軽度・中等度 難聴児の 補聴器の 購入・修理	補聴器の購入または修理費用の一部を助成します。 【対 象】 18歳未満で両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満等の児童	※事前に申請が必要です。お問合せください。 ・申請書 ・医師意見書	・市役所 障害福祉課 ・各支所
			手帳が無くても 利用可能 車椅子の無料貸出	車椅子を無料で、1ヶ月を限度に貸し出します。 【対 象】 市内在住で一時的に車椅子を必要とする人(足を骨折した人、車椅子を購入する前の人、病院等から外泊する人 など)	・申請書	市役所 障害福祉課
1 5 3	A1 A2 B1		特別児童扶養 手当	20歳未満の在宅で中度以上の心身障害児を養育している人に、手当を支給します。 【対 象】 中度以上の障害のある児童の養育者		
			診断書で 判断します (目安) 1 5 3	手当		
	A1 A2		障害児福祉 手当	20歳未満の在宅重度心身障害児で日常生活が著しく制限され介護が必要な状態の人に、手当を支給します。(概ね、療育手帳最重度または身体障害者手帳1級と2級の一部の人が対象です。) 【対 象】 重度の障害のある児童	市ホームページを確認、またはお問合せください。 ※受給要件、所得制限があります。	・市役所 障害福祉課 ・各支所
	A1 A2		特別障害者 手当	20歳以上の在宅重度障害者で、常時特別の介護が必要な状態の人(※障害基礎年金の1級程度の障害が2つ以上重複しているのと同程度の障害を有する人)に、手当を支給します。 【対 象】 重度の障害が重複している人、または重度重複と同程度の障害のある人		
▲	▲	▲	年 金	障害基礎年金	国民年金の加入期間中、病気やけがにより重度障害者になった人(保険料納付要件有り)、20歳前の病気やけがにより重度障害者になった人(20歳以降に支給)に、年金が支給される場合があります。 【対 象】 国民年金法施行令の障害等級表による。(手帳の等級とは異なります)	・市役所 保険年金課 ☎0748-24-5631 ・日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112
▲	▲	▲		障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中、病気やけがにより重度障害者になった人へ、障害基礎年金に上乗せして支給されます。また、独自の障害厚生年金3級または障害手当金(一時金)を支給する場合があります。 【対 象】 1・2級 : 障害基礎年金と同じ等級表による。 3級・障害手当金 : 政令で定める厚生年金独自の等級表による。	受給要件がありますので、右記へお問合せ下さい。

障害者総合支援法障害福祉サービスについて

※ 初めての利用を希望される場合は、障害福祉課へお問合せください。

サービス			内容			手続き方法
● ● ● 1 5 6 障害支援区分	● ● ●	● ● ●	居宅介護	居宅における身体介護・家事援助	居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等)、家事援助(調理、洗濯、掃除等)の介護支援等を行います。 障害支援区分1以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者/障害児	18歳以上の場合は、事前に障害支援区分の認定調査が必要です。 認定調査員が80項目の聞き取り調査を行い、審査会を通じて障害支援区分を決定し、サービスの利用となります。 18歳未満の場合は、事前の聞き取りにより決定となります。 ※一割負担有り
				通院等介助・乗降介助	通院等のために屋内外における移動等の介助、または通院先での受診等の手続や移動等の介助支援を行います。 障害支援区分1以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者/障害児	
● ● ● 4 5 6 区分	● ● ●	● ● ●	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 障害支援区分4以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者		
● ● ● 3 5 6 区分	● ● ●	● ● ●	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 障害支援区分3以上。 【対象】 知的障害者/精神障害者/障害児		
視覚	● ● ●	● ● ●	同行援護	視覚障害者(児)が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供、援護その他必要な援助を行います。 【対象】 身体障害者/障害児		
● ● ● 1 5 6 区分	● ● ●	● ● ●	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障害支援区分1以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者/障害児		
● ● ● 6 区分	● ● ●	● ● ●	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。 障害支援区分6以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者		
● ● ● 3 5 6 区分	● ● ●	● ● ●	生活介護	常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供支援を行います。 障害支援区分3以上(50歳以上は2以上)。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者		
● ● ● 4 5 6 区分	● ● ●	● ● ●	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障害支援区分4以上(50歳以上は3以上)。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者		
● ● ●	● ● ●	● ● ●	訓練等給付費	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者	
				就労移行支援	一般企業等での就労希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者	
				就労継続支援(A型雇用型・B型)	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者	
				就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援、一般就労の選択の支援にあたって、短期間の訓練を行います。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者	
				共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 障害支援区分1以上。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者	
● ● ●	● ● ●	● ● ●	地域生活支援事業	外出支援事業	屋外の移動が困難な障害者等について外出などの支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を支援します。 【対象】 知的障害者(児)/精神障害者(児)/全身性障害者(児)ほか	事前に相談・申請が必要です。 ※一割負担有り
				視覚障害ガイドヘルパー事業	重度の視覚障害者(児)が、公的機関や病院などに行くときに付添者がいないため外出に支障がある場合、ガイドヘルパーの利用ができます。 【対象】 視覚障害者(児)	
				日中一時支援事業	家族の就労支援および一時的な休息等のために障害者(児)を福祉サービス事業所や障害者支援施設等で一時預かり、見守り支援します。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/障害児	
				訪問入浴サービス事業	重度の障害者の居宅に介助者が浴槽を持参の上訪問して、入浴の介助を行います。 【対象】 医療的ケアを必要とする身体障害者1・2級 ほか	
				相談支援事業	障害者の方の個別相談を支援しています。関係機関との連携による個別支援会議(ケース会議)等を開催し、支援ニーズに対応した障害福祉サービスにつなぎます。 【対象】 身体障害者/知的障害者/精神障害者/難病対象者/障害児	

身体 (知的 精神)	サービス	内容	手続き方法
手帳が無くても 利用できる場合が あります	障害児 通所支援	児童発達支援 (障害児に)日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 【対象】療育が必要な乳幼児児童	事前に相談・申請 が必要です。
		保育所等訪問支援 保育所等に通う障害児に集団生活の適応のための専門的な支援を行います。 【対象】保育所等の施設に通う児童	
		放課後等 デイサービス (障害児に)生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 【対象】学校教育法第一条に規定している学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた小1～高3生	

※ 介護保険制度と同じサービスについては、介護保険が優先となりますのでご注意ください。

※ このパンフレットは、各制度の基本的な内容を簡略化してまとめたものですので、記載内容等については、個人の状態や、その他の事情により適用が変わる場合がありますのでご了承ください。詳しくは、お問合せ先にお尋ねください。また、記載以外のサービスもありますので、ご遠慮なくお問合せください。

お問合せ先		
市役所	東近江市役所(本庁) 〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 TEL 0748-24-1234(代表) IP 050-5801-1234(代表)	
	東近江市福祉部 障害福祉課 TEL 0748-24-5640 FAX 0748-24-5693 IP 050-5801-5640	
	各支所	永源寺支所 TEL 0748-27-2185 FAX 0748-27-1668 IP 050-5801-2185
		五個荘支所 TEL 0748-48-7311 FAX 0748-48-5650 IP 050-5801-7311
		愛東支所 TEL 0749-46-2260 FAX 0749-46-0215 IP 050-5801-2260
		湖東支所 TEL 0749-45-3715 FAX 0749-45-1570 IP 050-5801-3715
		能登川支所 TEL 0748-42-8700 FAX 0748-42-6125 IP 050-5801-8700
	蒲生支所 TEL 0748-55-4883 FAX 0748-55-1160 IP 050-5801-4883	
東近江市発達支援センター 〒527-0022 東近江市八日市上之町1-41 TEL 0748-24-0664 FAX 0748-22-5151 IP 050-5801-0664		
東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22 TEL 0748-22-1253 FAX 0748-22-1617		

※ 障害サービスの調整の御相談

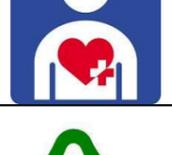
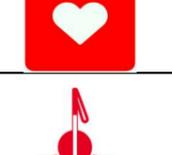
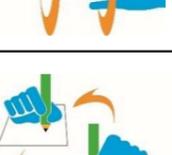
指定 特定 相談 支援 事業者	東近江地域障害者生活支援センター桜川 〒529-1572 東近江市桜川西町334-2 TEL 0748-43-2850 FAX 0748-43-2852
	地域総合生活支援センター はんどくさん 〒527-0012 東近江市八日市本町6-16 TEL 0748-23-1330 FAX 0748-23-1708
	支援センター太陽とこもれ陽 〒527-0012 東近江市八日市本町3-14 TEL 0748-20-2255 FAX 0748-20-2266
	地域生活支援センター ふらっと 〒523-0895 近江八幡市宇津呂町19-6 TEL 0748-32-2667 FAX 0748-32-2668
	東近江市社会福祉協議会 ハートピア 〒527-0016 東近江市今崎町21-1 TEL 0748-24-2940 FAX 0748-24-1313 IP 050-5802-2988
	相談支援事業 くすのき 〒529-1421 東近江市五個荘竜田町550 TEL 0748-29-3117 FAX 0748-29-3118
	グロー東近江相談支援事業所 〒521-1241 東近江市乙女浜180 TEL 0748-42-3688 FAX 0748-42-5880
	八身福祉会相談部 〒527-0051 東近江市林田町1895 TEL 0748-22-5173 FAX 0748-23-5173
	相談支援事業所 雫 〒527-0006 東近江市建部日吉町644-1番地 TEL 0748-20-2331 FAX 0748-30-9032
	相談支援事業所 ヴォーリス 〒523-0806 近江八幡市北之庄町492 メレル館3階 TEL 090-1100-1918 FAX 0748-33-7700
東近江市児童相談支援事業 ころろ 〒527-0022 東近江市八日市上之町1-41 TEL 0748-24-5696 FAX 0748-22-5151	

※ 就職や就労の御相談

就労 支援	東近江圏域働き・暮らし応援センター「Tekito-」 〒523-0015 近江八幡市上田町1288-18 前出産業ビル2F TEL 0748-36-1299 FAX 0748-36-1344
	ハローワーク東近江(東近江公共職業安定所) 〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19 TEL 0748-22-1020 FAX 0748-25-0741

※ 難病当事者・家族の御相談

相談	難病応援センター NPO法人 喜里 〒529-1422 東近江市五個荘小幡町322-5 TEL 0748-26-2407 FAX 0748-26-2407
----	--

マークの紹介		お問合せ先
	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いします。	財団法人 日本リハビリテーション協会
	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	東近江警察署
	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	東近江警察署
	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省 自立支援振興室
	人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人 日本オストミー協会
	「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障害がある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。疲れやすい、タバコの煙が苦しいなど内部障害のある人へのご理解とご協力をお願いします。	NPO法人 ハート・プラスの会
	聞こえが不自由であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないため、誤解されたり、不利益をこうむるなど社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連 合会
	世界盲人会連合で制定された盲人のための世界共通のシンボルマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員 会
	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	滋賀県障害福祉課 東近江市 障害福祉課 東近江保健所
	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、声をかけてサポートするようお願いします。	岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
	一目でコミュニケーション手段のわかるよう考えられた「手話マーク」です。ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮についてご理解をお願いします。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
	一目でコミュニケーション手段のわかるよう考えられた「筆談マーク」です。ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮についてご理解をお願いします。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟

障害関係マーク

